

岡山大学医学部医学科地域枠コース岡山県試験委員設置要綱

(設置)

第1条 岡山大学医学部医学科地域枠コースの選抜のために行う岡山県による試験の実施に関する事務を行うため、岡山大学医学部医学科地域枠コース岡山県試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

(組織)

第2条 試験委員の数は、8人以内とする。

- 2 試験委員は、保健福祉部長、保健福祉部次長をもって充てるほか、保健・医療に関する識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 試験委員のうち1人を委員長とし、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、試験委員の事務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、保健福祉部次長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 試験委員は、試験問題の作成、試験成績の判定等について審議する。

(庶務)

第4条 試験委員の庶務は、保健福祉部医療推進課において行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。